地方独立行政法人大阪市博物館機構 業務委託契約に係る最低制限価格設定基準

（目 的）

第１条 この基準は、業務委託契約の適正な履行の確保を図るため、地方独立行政法人大阪市博物館機構契約規則（以下「契約規則」という。）第８条の規定に基づいて設定する最低制限価格について必要な事項を定める。

（定 義）

第２条 この基準における予定価格及び最低制限価格の用語の意義は、契約規則に基づく予定価格及び最低制限価格に 110 分の 100 を乗じて得た額とする。

２ 次条第１項における予定価格算出の基礎となる額（以下「予定価格算出基礎額」という。）は直接業務費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を合算した額とする。

（設定の基準）

第３条 工事請負契約と同様の積算方法で予定価格を算出しているものについては、次に掲げる額の合計額とする。ただし、その金額が予定価格算出基礎額に 10 分の 9.4 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格算出基礎額に 10 分の 9.4 を乗じて得た額とし、予定価格算出基礎額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格算出基礎額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

(1) 直接業務費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に 10 分の９を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に 10 分の９を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

２ 物価資料、建設物価等の資料から予定価格を積み上げて算出しているものについては、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

３ 前２項によることが適当でないと認められる契約については、契約ごとに予定価格の 10 分の 7.5 から 10 分の 9.4 の範囲内で定める割合を乗じて得た額とする。

（端数処理）

第４条 前条に掲げる価格の端数については、その額が 100,000 円以上の場合は、1,000 円未満の金額を切り捨て、100,000 円未満 10,000 円以上の場合は、100 円未満を切り捨て、10,000 円未満の場合は、円未満を切り捨てて処理するものとする。

附 則

この基準は、令和 ５ 年 １１ 月 １ 日から施行する。